

資料1

World Declaration on Education for All

— Meeting Basic Learning Needs —

WCEFA⁽¹⁾「**全ての人に教育を！、世界宣言**」

— 基礎学習のニーズを満たすには —

一九九〇年三月九日 Jontien, タイ

序 文

四〇数年前、世界各国は「世界人権宣言」の中で、「誰でも教育を受ける権利がある」と主張した。しかしすべての人に教育の権利を保障しようとする各国のめざましい努力にもかかわらず、次のような現実が存在する。

- * 一億人以上の子どもたち（そのうち女子は少なくとも六千万人）が、初等教育を受ける機会に恵まれていない。
- * 九億六千万人の成人（このうち女性は三分の二）が非識字者である。さらに、先進国、途上国の如何を問わず、社会生活に支

障のある非識字者があらゆる国で重要な問題となっている。

* 世界の成人の三分の一以上が、生活の質の向上や暮らしむき
の改善、社会的あるいは文化的変化に適応するための活字知識や
新しい技能・技術にたいして道を閉ざされている。

* 一億人以上の子どもたちと無数の成人が、基礎教育プログラ
ムを完了させずに終わっている。また、出席条件は満足しても、
必須知識・技能を身につけていない人は数百万人にも及んでい
る。

こうした現実に加えて、世界は今非常に困難な問題に直面して
いる。経済の停滞や後退の脅威が加速させる累積債務の重荷、急

増する人口、国家間および国内における経済格差の拡大、戦争の恐怖、占領、内紛、暴力的犯罪、本来なら阻止できる何百万人もの子どもの死、広範にわたる環境破壊といった諸問題が、基礎教育のニーズに答えようとする努力を圧迫している。その一方で、社会がこうした問題に力強く目的を持って取り組もうとするとき、人口の大きな部分が基礎教育を受けていないことが、障害となっている。

こうした諸問題が、一九八〇年代に多くの後発開発途上国で基礎教育の大きな後退をもたらししてしまった。それ以外の国でも、教育費を捻出できるだけの経済成長を遂げたにもかかわらず、数百万人が貧困状態や学校教育を受けないあるいは非識字者のままで、先進国でもまた、一九八〇年代を通じて教育予算が削減されたことにより、教育の荒廃を招いてしまった。

とはいえ世界は今、約束と可能性に満ちた二一世紀の入口に立っている。今日、平和的なデタントと国家間のより強力な協調体制に向け真の進歩がみられる。婦人の本質的権利と立場も確立し、有益な科学的、文化的進展が数多くみられた。世界が入手できる情報（そのほとんどが生存と基本的福祉に関連している）の量は、ほんの数年前と比べて膨大な伸びを示し、伸び率は今も急成長している。こうした情報の中には、生活の質を更に向上させるための知識や、学習のしかたを学ぶための情報も含まれている。重要な情報が現代のもうひとつの進歩、即ち新しい通信能力と結びついた時、そこに相乗効果が生まれてくる。

そして、こうした新しい力が、多くの国における改革、革新、

えるためにも、拡大した基礎教育像と新しい形のかかわりかたを伝える必要性を認識する。

以上の認識の上に立ち、われわれは次のような「『全ての人に教育を！』世界宣言……基礎学習のニーズを満たすために」を宣言する。

『全ての人に教育を！』……その目的

第一条 基礎学習のニーズを満たすために

(1)、子ども、青年、成人のいかんを問わず誰でも、その基礎学習のニーズを満たすために計画された教育機会の恩恵を得ることができる。この場合の「ニーズ」とは、人が生きながらえ、能力を十分に発達させ、尊厳をもって生きかつ働き、存分に発展に参加し、生活の質を改善し、知識の裏付けのある決断を下し、学習を続けるのに必要な必須学習手段（読み書き、口頭表現、数量的思考能力、問題解決など）と基礎学習内容（知識、技能、価値、態度など）のことである。基礎学習の必要の範囲およびどのようにしてそのニーズを満たすかは、国や文化によって異なる上に、否応なしに時代とともに変化する。

(2)、かかるニーズが満たされることは、どんな社会の個々人も、共有の文化的、言語的、精神的遺産を作り上げ、尊重し、他の人々の教育を促進させて社会正義の大目的を進め、環境保護を実施し、異なる社会や政治や宗教制度にたいして寛容になる能力を高めさせる責任を授けることになった。その結果、一般的に是認さ

研究、めざましい教育的進歩と結びついてこそ、『全ての人に基礎教育を！』という目標が史上初めて現実味を帯びてくるのである。

かくして、私たちは下記の認識のもと、一九九〇年三月五日から九日にかけて、タイの Jomtien に集い、「『全ての人に教育を！』世界会議」を開催した……。

- * 性、年齢、国のいかんを問わず、教育は万人の基本的権利であることを提起する。
- * 教育は、安全、健康、豊かさ、環境的健全さの観点からより優れた世界をつくるのに役立ち、同時に、社会的、経済的、文化的な進歩、寛容さ、国際協力の実現にも貢献すると理解する。
- * 教育は、個人および社会の向上にとって充分条件とまでは言えないにしても、必要条件は満たすと認識する。
- * 伝統的な知識や各国固有の文化的遺産は、それ自身の正義において価値と妥当性をもち、発展を定義づけ促進させるための能力を有する。
- * 総じて、基礎教育に関する現在の体制は極めて不十分であり、より適切で高質な、普遍的に利用できるものにしていかなければならないと認識する。
- * 健全な基礎教育は、教育水準の向上、科学・技術が要求する読み書きと能力、そして独立独行の開発を強化するための基本である。
- * 現在および次の世代に、こうした課題の大きさと複雑さを伝

れている人道的価値や人権の確保を図り、相互依存の世界において世界平和と連帯のために働くことを確かなものにする。

(3)、基礎教育はそれ自体が目的というわけではない。基礎教育は生涯教育の基盤であり、教育と訓練の更に進んだ水準や形態を組織的にうちたてるために国が必要とする人間開発の基盤である。

全ての人に教育を！……拡大した基礎教育像と新しい形のかかわり方

第二条 新しいビジョンの形成

基礎学習のニーズをすべて満たすには、現行の基礎教育と改めて関わり合うだけでは済まない。現行のやり方でベストを尽くす一方で、現在の資源水準、制度的構造、カリキュラム、因習的な配給制度をしのぐ「拡大した基礎教育像」をうちたてる必要がある。今日ある新しい可能性は、教育過程における理解力や経験、学習の積み重ねの結果増大する情報の集中と未曾有の通信能力に起因する。この新しい可能性をわれわれの手につかむには、創造性により高い効率を求めようという決断が必要だ。

第三条第七項で詳しく述べるように、「拡大した基礎教育像」とは次のことなどである……。

- * アクセス（教育を受ける機会）の普遍化と公平の促進。
- * 身につく学習に重点化。
- * 基礎教育の手段と範囲の拡大。
- * 学習環境の質の向上。

* 協力体制の強化。

人の洋々たる潜在的進歩や能力が実現するかどうかは、増加の一端をたどる関連知識の宝庫の扉を開け、その知識を共有するための新手段を得るのに必要な教育を受けられるか否かにかかっている。

第三条 アクセスの普遍化と公平の促進

(1)、あらゆる子ども、青年、成人が基礎教育を受けられるのであればならない。この目的のため、高質な基礎教育サービスの質を拡大し、不均衡は正のための一貫した方策を講じなければならない。

(2)、基礎教育が公平であるためには、基準以上の学習水準を達成し維持する機会があらゆる子ども、青年、成人に公平に与えられなければならない。

(3)、最優先課題は、少女や婦人のための教育機会を確保し、その教育の質を高め、活発な参加を阻むあらゆる障害を取り除くことである。教育における因習的な性差別は取り除かなければならない。

(4)、教育の不均衡を是正するための積極的なコミットメントが必要である。貧困者、浮浪児や働く子ども、地方や僻地の住民、遊牧民や移住労働者、土着民、民族的・人種的・言語的な少数民族、難民、戦争で追われた人々、占領下の国民には、基礎教育サ

ービスが行き届いていない。こうしたグループの人々の学習機会に関して、差別があってはならない。

(5)、身障者の学習のニーズに関しても特別な注意が必要だ。教育制度の不可欠な部分として、あらゆる種類の身障者に平等な教育機会を与えるための手段を組み込まなければならない。

第四条 身につく学習に重点化

拡大した教育機会が、個人または社会の有意義な発展に結びつくかどうかは、究極的には人々がこうした教育機会の成果として習ったことを実際に身につけることができるかどうか、即ち有益な知識、論理的な能力、技能、価値を自分のものにするができるかどうかにかかっている。従って、基礎教育の重点は、入学、系統立ったプログラム(カリキュラム)への継続参加、終了証書条件の完了といったことよりも、実質的習得や成果に置かれなければならない。学習者が必ず自分の血肉となる学習をし、各自の最大能力に到達できるようにするためには、積極的な、直接参加によるアプローチが大切だ。従って、学習プログラムの基準習得レベルを定め、習得度の評価システムを改訂してそれを適用させることが必要だ。

第五条 基礎教育の手段と範囲の拡大

子ども、青年、成人に必要なとされる基礎教育は多様かつ複雑で、

絶えず変化する。こうした性質ゆえに、以下の要素を含む基礎教育の範囲を拡大し、絶えず範囲を見直す必要がある……。

* 学習は生まれた時をもって始まる。従って、幼児期のケアと初期教育が必要なわけだが、これらは家族、共同体、制度化されたプログラムなどで適宜実施される。

* 家庭以外の場所で行う子どものために基礎教育を提供する制度は、主に小学校教育である。初等教育は普遍的で、すべての子どもたちが必要とする基礎学習を満たし、社会の文化、ニーズ、機会を考慮に入れたものでなければならない。正式な学校教育へのアクセスが限られた子どもやそうした機会に無縁な子どもたちの基礎教育の必要を満たすには、補助的な代替プログラムが役に立つ。但しこの場合、学校教育と同じレベルの学習であること及び十分な支援が与えられることが条件である。

* 青年や大人に必要な基礎教育は多様なので、いろいろな形で提供していく制度が必要だ。識字プログラムは不可欠である。なぜなら、読み書きはそれ自身必須技能である上に、その他の技能のベースにもなるからだ。母国語で読み書きができることは、文化的な独自性および文化遺産の増強につながる。読み書き能力はまた、その他のニーズ(技能訓練、徒弟制度、保険・栄養・人口・安全・農業技術・環境・科学・テクノロジー・生殖知識を含む家庭生活・その他の社会的諸問題)に関する公式あるいは非公式な教育などに答えることもできる。

* 情報、通信、社会的行動に関して利用できる手段や経路をすべて利用すれば、人々に必須知識を伝え、社会的諸問題を知らせ

たり教育したりできる。伝統的な手段に加えて、図書館、テレビ、ラジオ、その他のメディアを動員して、万人のための基礎教育のニーズをかなえるためにメディアが潜在的にもっている可能性を現実のものとすることもできる。

以上の要素を(相補的、相互的に強化し、相対的な基準を設けながら)統合して制度化するべきである。そして、この制度を利用して、生涯教育に関する可能性を創りあげ、それを発展させていくのである。

第六条 学習環境の質の向上

学習はそれだけで行えるものではない。このため、社会はすべての学習者が教育に積極的に参加し、その恩典を受けられるよう、栄養、ヘルスケア、肉体的および精神的支援をしなければならぬ。子どもの学習環境の質の向上につながる知識や技能は、地域の成人用学習プログラムに組み込まれるべきである。子どもの教育とその両親ないし世話人の教育は、相互に支援しあえるから、こうした相互作用を利用して、すべての人のために活力に満ちた暖かい学習環境を創るべきである。

第七条 協力関係の強化

国、地域、地方の教育当局には、あらゆる人に基礎教育を供与するという特有な責任がある。とはいえ、この命題に伴う人的、

財政的、組織的条件をすべて供給しろといつても無理な話である。すべての段階で、新しいあるいはテコ入れした協力関係が必要だろう。具体的に言えば、教師や行政者や教育担当者がそれぞれの特別な役割を認識した上で、あらゆる下位部門や教育形態間の協力関係、政府の教育関係省庁とその他の省庁（企画、財政、労働、通信、その他の社会部門など）間の協力関係、政府機関と非政府機関・民間部門・地域社会・宗教団体・家族の間の協力関係を持つことが必要なのである。こうした状況を考えるとき、教師の勤務条件や地位（これらは「全ての人のための教育」を実施する上で決定的要素である）を、教師の地位に関するILO/UNESCOの合同勧告（一九六六年）に沿って、あらゆる国において緊急に改善するべきである。特に、家族と教師が中枢的役割を果たすことを認識することが重要である。真の協力関係は、基礎教育プログラムを企画、実施、管理、評価することに寄与する。協力関係こそ「拡大した基礎教育像と新しい形のかかわり方」の中核となるのである。

「全ての人に教育を」……その条件

第八条 支援政策の発展

(1) 個人や社会を改善するための基礎教育の完全な提供および利用を実現するには、社会、文化、経済部門の支援政策が求められる。すべての人に基礎教育を供与できるか否かは、適切な財政措置や教育政策改革によるテコ入れや制度的強化に裏打ちされた政

治的なコミットメントや意志が得られるか否かにかかっている。適切な経済、貿易、労働、雇用、保健政策は、学習者の動機を高め、社会の発展に寄与するだろう。

(2) 社会もまた、基礎教育のための強力で知的かつ科学的な環境を確保しなければならない。つまり、教育のあらゆる段階で、高等教育の向上、科学的研究の発達、最新テクノロジーや科学的知識との密接な接触が可能でなければならない。

(3) 教育の発展に関して、これと同じくらい重要なもうひとつの基本的目的がある。それは、共通の文化的小および倫理的価値の伝達および拡充である。なぜなら、個人や社会がみずからの独自性や価値を見いだすのは、こうした価値の中においてだからである。

第九条 資源の動員

(1) 基礎学習のニーズを、これまで以上に広範囲な行動を通してかなえようというのであれば、公共、民間、ボランティアのいかに問わず、既存あるいは新しい財政的資源や人的資源を動員することが肝心だ。国民や国の将来を考えたとき、基礎教育に費やす時間、エネルギー、資金がおそらく最も賢明な投資であるとの認識ができてこそ、社会のあらゆる部分が貢献するようになる。

(2) 「拡大した民間部門の支援」とは、人的開発に責任を負う全政府機関の資源を利用することにほかならない。具体的に言えば、例えば軍事支出を教育支出に振り向けるといったような部門

間の再割りふりを明確に理解した上で、基礎教育サービスにたいする絶対的かつ均整のとれた配分を増やすのである。わけても、構造的調整を進めている国々や深刻な対外債務をかかえている国々においては、基礎教育のための特別な保護が必要だろう。過去のどの時代にも増して、今日、教育は、社会、文化、経済設計の基本的要素と見なされなければならない。

第一〇条 国際的連帯の強化

(1) 基礎学習のニーズをかなえることは、人類共通の普遍的責任である。このためには、現存する経済格差の是正を目的とした国際的な連帯や公正かつ公平な経済関係が必要だ。すべての国が、効果的な教育政策やプログラムを計画するために互いに分かちあえる貴重な知識と経験を保有している。

(2) 基礎教育資源を大幅かつ長期的に増加させることが必要だろう。一部の国には、「全ての人のための教育」の実施を妨げる圧迫がある。政府機関や省庁を含む世界共同体には、こうした圧迫を減らしてやる責任がある。具体的に言えば、最貧国の国家予算を増やしたり、重い債務から解放してやるための措置を講じなければならぬことだ。債権国も債務国も、こうした債務を解決するための革新的かつ公正な方程式を発見しなければならぬ。なぜなら、多くの途上国の教育などの基本的ニーズへの対応能力は、債務問題の解決方法を見いだすことで大いに助長されるからである。

(3) 成人と子どもの基礎学習のニーズは、それがどこの国のことであろうと取り組まなければならない課題である。後発開発途上国や低所得国は、一九九〇年代の基礎教育にたいする国際的支援の特別優先国にする必要がある。

(4) 全ての国が協力し合って、対立と紛争を解決し、軍隊による占領を終わらせ、流民人口の落ち着き先を見つけるか本国に帰還させ、基礎学習の必要を満たさなければならぬ。安定した平和な環境だけが、子ども、成人のいかに問わず、全ての人が本宣言の目標の恩恵にあずかれる状態を創りだせるのである。

注

(1) 「全ての人に教育を」世界会議」(World Conference on Education for All)の略。ユネスコ・ユニセフ・国連開発計画、世界銀行の共催で開催された。